**物品譲与契約書（案）**

印紙

|  |  |
| --- | --- |
| 譲与物品 | 大屋根リング木材 |
| 数量 | 別紙のとおり |
| 本物品引取期間 | 協会が別途指定する日まで |
| 引渡場所 | 博覧会会場 |
| 用　　　途 |  |
| そ　の　他 |  |

上記譲与物品（以下「本物品」という。）の譲与について、譲与人と譲受人とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な譲与契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 譲　与　人 | 住所又は事務所所在地  商号又は名称  氏名又は代表者氏名 | 大阪市住之江区南港北一丁目１４番１６号  公益社団法人 ２０２５年日本国際博覧会協会  事務総長　石毛　博行 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 譲　受　人 | 住所又は事務所所在地  商号又は名称  氏名又は代表者氏名 |  |

（総　　則）

第１条　譲与人及び譲受人は、本契約（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別冊の仕様書、明細書及び現物をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

２　仕様書等に明示されていないものがある場合は、譲与人と譲受人とが協議して定める。

３　譲受人は、本契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

４　本契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

５　本契約の履行に関して譲与人と譲受人との間で用いる言語は、日本語とする。

６　本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

７　本契約の履行に関して譲与人と譲受人との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

８　本契約及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

９　本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10　本契約に係る一切の訴訟については、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（本物品の数量）

第２条　本物品の数量は、表紙及び別添図面等資料による数量とする。ただし、本物品は現状有姿（解体後を含む）での引渡しを前提とし、当該数量が引き渡された本物品の数量と異なるとしても、譲与人は一切の担保責任を負わない。

（所有権の移転及び引渡し）

第３条　本物品の所有権は、本物品を譲与人が譲受人に引き渡したときに譲与人から譲受人に移転するものとする。

２　譲与人は、本物品を譲受人に引き渡すまでの間、自己の物と同一の注意義務を以て管理すれば足りる。

（特約条項）

第４条　本物品の種類、品質は、本契約に添付の物品調書等（別紙 公募要領物品資料）記載の内容とする。ただし、本物品は現状有姿（解体後を含む）での引渡しを前提とし、当該種類、品質が引き渡された本物品の種類、品質と異なるとしても、譲与人は一切の担保責任を負わない。

（契約不適合責任の排除）

第５条　本契約は、無償の譲与であり、かつ、現状有姿（解体後を含む）での引渡しを前提としており、譲与人は、譲受人に対し、一切の担保責任を負わない。

（指定用途）

第６条 譲受人は、本物品を表紙記載の用途に供さなければならない。

（実地調査等）

第７条　譲与人は、第６条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、又は譲受人に対し所要の報告を求めることができる。この場合において、譲受人は、調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

（違約金）

第８条　譲受人は、第６条（指定用途）及び第７条（実地調査等）に定める義務に違反したときは、本物品の評価額の３割に相当する金額を違約金として、譲与人の指定する期間内に譲与人に支払わなければならない。

（譲与人の解除権）

第９条　譲与人は、譲受人が次の各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、当該不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 本物品の全部又は一部を引取期限内に引き取らないとき。

(2) 本契約の履行にあたり譲与人の指示に従わないとき又は譲与人の職務の執行を妨げたとき。

(3) 前各号のほか本契約に定める事項に違反したとき。

２　譲与人は、譲受人が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに本契約の解除をすることができる。

(1) 譲受人が本契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(2) 譲与人が前項の催告をしても、譲受人がその債務を履行しない又は本契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

(3) 本契約の締結又は履行について譲受人に不正な行為があったとき。

(4) 譲受人が譲与人に重大な損害又は危害を及ぼしたとき｡

３　前各項各号に掲げる事項が譲与人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、譲与人は、本契約の解除をすることができない。

４　譲与人の責めに帰すことができない事由により、本物品件が破損又は損壊し譲受人に本物品を引き渡すことができないときは、譲与人は、催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。この場合、譲受人に損害が生じたとしても、譲与人は譲受人に賠償義務を負わない。

（誓約書の提出）

第１０条　譲受人は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を譲与人に提出しなければならない。ただし、譲与人が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第１１条　譲与人は、譲受人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたときは、催告をすることなく直ちに本契約を解除する。

（譲受人の解除権）

第１２条　譲受人は、譲与人が次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。ただし、譲受人の責に帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 譲与人の責めに帰すべき事由により、本契約を履行できない状態が相当の期間にわたって継続するとき。

(2) 譲与人が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能となったとき。

２　譲受人は、前項の規定により本契約を解除した場合において、譲受人に損害があるときは、その損害の賠償を譲与人に請求することができる。ただし、譲与人の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（譲与人の損害賠償請求）

第１３条　譲与人は、譲受人に対し、譲受人が債務の本旨に従った履行をしないことによって被った損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が譲受人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（一般的損害等）

第１４条　譲受人は、債務の履行に際し、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負う。

（権利譲渡等の制限）

第１５条　譲受人は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、譲与人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（契約の費用）

第１６条 本契約の締結及び履行（解体、移設、復元・設置を含む。）に関して必要な費用は、譲受人の負担とする。ただし、本契約に印紙を貼付するときは、各々の負担とする。

（補則）

第１７条　本契約に定めない事項については、必要に応じ譲与人と譲受人とが協議して定めるものとする。